

- 国保運営方針(P8)において、「市町村は、6年以内(平成35年度まで)での赤字削減・解消計画を作成し、赤字の削減・解消を図る。(ただし6年間での解消が困難な場合は、市町村の実態を踏まえた設定とする。)」と規定。

- 国通知(平成30年1月末)により平成30年3月末までに策定することとしていたが、通知から策定までの期間が短いため、平成30年3月末までに策定が困難な場合は、「赤字の発生原因に関する要因分析等を行い、赤字削減に向けて必要な対策を整理する。」等の定性的な目標とした計画書を提出し、削減目標値及び対策等は平成30年度中に検討したうえで、平成31年3月末までに提出することとなった。

【赤字削減・解消計画書策定状況】(平成30年3月末現在)

平成28年度法定外一般会計繰入額	339億円	計画書策定対象	32市町村
うち決算補填等目的	306億円	数値目標等を定めた市町村	10市町村
(うち計画策定対象額	149億円)	定性的な記載とした市町村	22市町村

- 32市町村から提出された計画を県で取りまとめ、平成30年4月に国に提出。

数値目標等を定めた市町村(10市町村)

- 決算後に実施状況報告書を作成し、平成31年8月末までに提出。

定性的な記載とした市町村(22市町村)

- 平成30年8月末までに、計画の策定状況を提出。
- 平成31年3月末までに数値目標等を定めた計画書を提出。
- 決算後に実施状況報告書を作成し、平成31年8月末までに提出。